

平成30年5月25日

参議院議員

舟山康江議員 様

(協)日本接骨師会山形県接骨師会
会長 吉田謙博



柔道整復師料金改正にかかる要望

お願いの趣旨

先日の山形県総会では、ご出席頂きご講演を賜りまして誠に有難うございました。
国民民主党の国対委員長に就任なされてご多忙な日々をお過ごしのことと存じ上げます。
現在、協同組合日本接骨師会(登山勲会長)は、真の柔道整復師療養費の料金改正問題に取り組んでおります。
平成30年医師点数表改訂に伴う柔道整復師料金改正について、「医師点数改訂料率1/2改定率」手法を廃し、「医師点数表抜粋引用」手法の確立とするよう厚生労働省に申し入れをお願い申し上げます。

要望の理由

「同一労働・同一賃金の大事」は時事問題ですが、医療でも例外ではありません。特に健康保険制度では、国民の医療評価と選択の自由の下に学歴経歴を排し、俸給制ではなく出来高払い制として「同一傷病・同一成果・同一評価」とし、柔道整復師医療も国民医療の一員とし、対象とし、参加・協力・貢献を期待し、その取り組みとして点数表中の該当点数抜粋引用手法としました。この事は、点数表改正の時の取り扱いで柔道整復師対象点数の改正時にその点数引用するものです。だが、行政(厚生労働省)が、医療利権化者の柔道整復師如きが医師と比肩など言語道断とする論に迎合追随するために、改正手法不知の柔道整復師業界の虚をつく「医師点数表改訂率1/2改定率」手法を編みだし、その対応としたため、点数表対その抜粋との差異(1/100以下)と、さらに点数表改訂料案でその改訂料率1/2改定率とするための差異による甚大格差となりました。これは国民の評価と選択に委ねるための同一料金に対する健康保険制度の矛盾です。そして、この差異理由に「医師医療対柔道整復師医療の質が異なる」としましたが、しかし、この事の証明困難(平成28年度改正)となりました。

平成30年5月25日

参議院議員
舟山康江議員 様

(協)日本接骨師会山形県接骨師会
会長 吉田謙悟



「医業類似行為」の誤用乱用注意の要望

要望の趣旨

厚生労働省が「医業類似行為」を誤用乱用して「柔道整復師は医業ではなく」従って「診断不可」として国民の正当な柔道整復師医療選択妨害の行政指導を行っています。この誤解注意と再発防止の確立を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

柔道整復師の業務が「医業」だから医師法に抵触で、この回避として特別法として柔道整復師法の制定です。因に、健保など年間数千万件の療養費取り扱いで無診断医療をすれば重大な社会問題です。これを不問にして、所管課の担当者が代わる度に「医業」であるものを、「医業類似行為」を誤用乱用し、「医業でないから診断不可」とし、国民の受診妨害です。その理由に「万一、医師の診療を要す場合」を乱用し、「医師は総合的診断」対「柔道整復師は部分的診断」だからという全傷病に医師の総合的診断をあてはめる誤用乱用で国民の正当な柔道整復医療選択の妨害をくり返しています。この誤りの是正は既に裁判や他行政では次つぎと理解されていますが肝腎な主務官庁主管課の担当者の交代の都度妨害再発です。そこで、本問の解明と再発防止の確立について下記事項について特段のご支援を賜るようお願い申し上げます。

記

柔道整復師業務の骨折・脱臼の傷病や打撲・捻挫の傷病が「医業」であり、「診断の不可欠」に鑑みこの誤解防止対策として

- 1、柔道整復師医療の理解を妨げる差別用語の撤廃
- 2、差別用語撤廃に関連する行政事務の健全化
- 3、関係機関への柔道整復師業務健全化の周知徹底
- 4、所管課の再発防止の確立

平成30年7月27日

参議院議員
舟山康江議員 様

(協)日本接骨師会山形県接骨師会
会長 吉田謙博



厚生労働省医療課へ問い合わせご依頼

7月19日、厚生労働省への要望・懇談しました件で、下記について舟山康江議員より厚生労働省医療課へ問い合わせをお願い申し上げます。
舟山議員に医療課より8月31日まで回答を文書でお願い申し上げます。

<ご依頼の内容>

格差料金問題の改善対策(行程表)を8月31日まで提出をお願いしたい。

<経過の説明>

医師点数表の9割だった料金(出来高払い制)でしたが、柔道整復師の不勉強の隙をつき、分母である当初の公正公平の「告示抜粋」としていたものを、「告示自体化」のすり替えで、さらに分子である改正料率でも、「点数表改訂料率同率改定率」をさらに「点数表改訂料率1/2改定率」とする一層の格差化のすり替えになりました。
厚生労働省の公正公平な料金改正の根拠を示して頂きたい。

平成30年7月27日

参議院議員

舟山康江議員 様

(協)日本接骨師会山形県接骨師会
会長 吉田謙悟



厚生労働省医事課へ問い合わせご依頼

7月19日、厚生労働省への要望・懇談しました件で、下記について舟山康江議員より厚生労働省医事課へ問い合わせをお願い申し上げます。
舟山議員へ医事課より8月31日まで回答を文書でお願い申し上げます。

<ご依頼の内容>

「柔道整復師業務が医師法に対する特別法的に認められた医業の一部であることに鑑み、その業務に基づく診断は不可欠の要件として認められるものである。」
上記の内容を含む文書の回答と、周知徹底を図るよう、指導をお願いしたい。

<経過説明>

吉田謙悟「診文字使用可」である「広告」問題にすり替えて、ガイドライン回答を年度末に出したいと言っています。
「告示」のあり方として、回答を検討委員会開催がある年度末を予定しているようですが、検討委員会が隠れ蓑に利用される恐れがあります。
早い時期での回答の検証が必要です。
また、国会からの強い指示が大事であり、指導注意をお願い申し上げます。
国民患者の不利益にならない制度改革の為、ご理解申し上げます。